

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第57号

藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則の一部を改正する規則
藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年藤沢市規則第22号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第11号を次のように改める。

(11) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定委員会

第2条第4項第32号中「19,000円を超えない範囲内において別に定める額」を「15,800円」に改め、同項中第44号を第45号とし、第33号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第32号の次に次の1号を加える。

(33) 特定空家等認定審査会委員 15,800円

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。